

○優良運転者顕彰要綱の制定について

(昭和55年11月11日例規第37号)

[沿革] 昭和59年2月例規第5号、62年3月第18号、平成元年4月第21号、10月第48号、3年2月第9号、7年5月第34号、8年4月第17号、9月第33号、9年8月第32号、10年9月第32号、13年2月第8号、25年7月第24号、30年3月第8号、31年4月第23号、令和3年1月第1号、3月第16号、5年6月第18号改正

別記のとおり制定し、昭和56年1月1日以降に運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間が満了することとなる者から適用することとしたので、次によって適切に運用されたい。

なお、優良自動車運転者顕彰要綱の全部改正について（昭和46年3月例規第9号）は、廃止する。

記

第1 制定の理由

優良運転者に対する顕彰は、これまで優良自動車運転者顕彰要綱（昭和46年3月例規第9号。以下この項において「旧要綱」という。）に基づいて行ってきたところである。しかし、旧要綱では、顕彰の対象者を「主として運転を業とする者」に限定しているなど、すべての運転者に安全運転、法令遵守運転を求めている今日の情勢にそぐわない面がみられたところから、その全面的な見直しを行ったものである。

第2 運用解釈上の留意事項

1 顕彰の種別等（第2関係）

(1) 「奈良県公安委員会の運転免許を受けている者」とは、現に奈良県公安委員会から免許証の交付を受けている者をいう。

(2) 顕彰の方法は、顕彰の区分に応じ、次に定めるところにより行うこと。

ア 初級顕彰、中級顕彰及び上級顕彰については、優良運転者顕彰証（以下「顕彰証」という。）を直接、顕彰を受ける者に郵送して行う。

イ ベスト・ドライバー顕彰については、毎年1回、秋の全国交通安全運動の時期に合わせて優良章、優良バッジ及び表彰状を交付して行う。

(3) 顕彰は、初級顕彰、中級顕彰、上級顕彰及びベスト・ドライバー顕彰の順で行う。

2 申請及び上申手続（第3関係）

(1) 顕彰（ベスト・ドライバー顕彰を除く。以下(2)から(5)までにおいて同じ。）

の申請の時期は問わないが、大半の者が更新時と同時に行うこととなるので、運

転免許課長及び警察署長（以下「署長」という。）は、あらかじめ顕彰の対象となる更新者に対して「無事故・無違反証明書」（自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）別記様式第2）を取り寄せておくよう、関係機関、団体等を指導するとともに、積極的な広報を行うよう配意すること。

- (2) 交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）が行う顕彰の申請の受理は、別記優良運転者顕彰要綱に規定する別記様式第5号の2のみを用い、申請者欄は、申請者の運転免許証を複写して受理すること。

- (3) 顕彰の対象となる者の利便を図るため、申請時に「無事故・無違反証明書」を添付できない場合は、次の手続により仮申請として受け付けることができることとした。

ア 警察署にあっては、申請と同時に無事故・無違反証明書交付申請振込用紙に必要事項を記入させ、同用紙通信欄に警察署名、㊟及び受付年月日を朱書し、申請者から直接郵便局に振り込ませること。

イ 運転免許課にあっては、顕彰の申請と同時に「無事故・無違反証明書」の交付申請を直接行うことになるので、郵便局への振込みは要しない。

- (4) 運転免許課長及び署長は、顕彰の申請を受理したときは、記載内容等を確認し、優良運転者顕彰申請書（以下「顕彰申請書」という。）を顕彰種別ごとに取りまとめ、優良運転者顕彰上申書（名簿）（以下「顕彰上申書（名簿）」という。）に添付して警察本部長（以下「本部長」という。）に上申（署長にあっては運転免許課長を経由するものとする。）すること。この場合において、運転免許課長は、本部長への上申に当たり、顕彰の申請を行った者について、顕彰の要件に該当しているかどうかについて必要な審査を行うものとする。

- (5) 運転免許課長は、上申した者について本部長の承認があったときは、顕彰を受ける者に係る優良運転者顕彰名簿（以下「顕彰名簿」という。）を当該顕彰を受ける者の住所地を管轄する署長に送付し、顕彰証については、直接顕彰を受ける者に郵送により交付すること。

3 ベスト・ドライバー顕彰対象者の選考等（第4関係）

- (1) 運転免許課長は事前に警察署ごとのベスト・ドライバー顕彰の顕彰枠（員数）について署長に別途通知すること。
- (2) 署長は、毎年1回5月31日までに一般財団法人奈良県交通安全協会支部協会会長から4月30日現在におけるベスト・ドライバー顕彰対象者の推薦を受け、それに伴う顕彰候補者の選考を行った後、6月30日までに運転免許課長を通じて本部長に上申すること。

- (3) 署長は、顕彰候補者の選考に当たっては、当該候補者について、上級顕彰の取得の有無、行政処分歴の有無等を調査するものとする。
- (4) 署長は、選考を行った顕彰候補者については、ベスト・ドライバー顕彰調査カード（別添様式 1。(5)において「調査カード」という。）に所定の事項を記載し、顕彰上申書（名簿）に添付して上申すること。
- (5) 運転免許課長は、上申されてきた顕彰候補者について、添付の調査カードに基づき、顕彰の対象者としての適否について調査を行い、その結果を毎年 8 月 1 日までに上申を行った署長に回答すること。
- (6) 運転免許課長は、被顕彰者が決定されたときは、警察署ごとに顕彰名簿を作成の上当該名簿を上申先署長に送付すること。
- (7) 署長は、顕彰上申後、顕彰するまでの間に被上申者が顕彰するに値しないことを知ったときは、その旨を運転免許課長を通じて本部長に即報すること。

4 優マーク等の再交付（第 6 関係）

優良章を亡失し、又は滅失した場合において、再交付することについて「やむを得ない理由があると認められるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 災害又は盗難によって亡失し、又は滅失したことが証明されるとき。
- (2) その他不可抗力と認められる理由によって亡失し、又は滅失したことが証明されるとき。

5 優マーク等の返納（第 7 関係）

- (1) 運転免許課長及び署長は、ベスト・ドライバー顕彰を受けた者が運転免許に係る行政処分を受けたとき等優良章及び優良バッジ（以下「優マーク等」という。）を返納させなければならない事由があったときは、次により処理すること。

ア 運転免許課長

- (ア) 返納させるときは、顕彰を返納させる必要がある者の住所地を管轄する署長を通じて本人にその旨を通知し、優マーク等を返納させる。
- (イ) 運転免許課備付けの顕彰名簿から優マーク等を返納させた者に係る事項を削除するとともに、備考欄に返納年月日を記載の上、当該優マーク等を廃棄処分する。

イ 署長

- (ア) 返納を受けた優マーク等は、優良章、優良バッジ返納報告書（別添様式 2）により運転免許課長に送付する。
- (イ) 警察署備付けの顕彰名簿から優マーク等を返納させた者に係る事項を削除するほか、備考欄に返納年月日を記載する。

- (2) 地域課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び署長は、顕彰を受けた者が優マーク等の返納事由に該当すると認めたときは、その旨を速やかに運転免許課長を通じて本部長に報告すること。

6 他府県顕彰（表彰）からの切替え（第8関係）

署長は、他府県警察の定める優良運転者顕彰（表彰）を受けている者が、免許証の記載事項（住所）の変更を届け出てきたときは、当該届出をした者に対し、本要綱の趣旨及び切替え申請要領について教示すること。

別添様式 1

No. _____				年 月 日	
運 転 免 許 課 長 殿				警 察 署 長	
ベ ス ト ・ ド ラ イ バ ー 顕 彰 調 査 カ ー ド					
フリガナ		フリガナ			
氏 名		旧 氏 名			
本 籍	都 道 府 県				
住 所					
免許証交付 年 月 日	年 月 日				
免許証番号	第 号				
生 年 月 日	年 月 日生				
調 査 結 果	上級顕彰取得年月日		年 月 日		
	無事故・無違反の期間		年 間		
備 考					

別添様式 2

年 月 日 奈良県警察本部長殿 警 察 署 長 優良章、優良バッジ返納報告書				
返 納 者	住 所			
	職 業			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
交 付 年 月 日		年 月 日	交 付 番 号	第 号
返 納 の 理 由				
そ の 他				
参 考 事 項				

別記

優良運転者顕彰要綱

第1 目的

この要綱は、自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を一定期間、無事故、無違反及び運転免許の効力の停止処分を受けることなく経過した自動車等の運転者を、優良運転者として顕彰することにより安全運転に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

第2 優良運転者顕彰の種別等

- 1 優良運転者に対する顕彰は、奈良県公安委員会から運転免許を受けている者に対して行うものとし、その種別並びに種別ごとの顕彰の対象者、顕彰を行う者及び顕彰の方法については、次の表に定めるとおりとする。

顕 彰 の 種 別	顕 彰 の 対 象 者	顕 彰 を 行 う 者	顕 彰 の 方 法
初級顕彰	顕彰の申請日を基準として過去3年以上の間、継続して無事故及び無違反であって、かつ、運転免許の効力の停止処分を受けたことがない者	奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）及び一般財団法人奈良県交通安全協会会長（以下「県協会長」という。）	優良運転者顕彰証（別記様式第1号）を交付して行う。
中級顕彰	初級顕彰受賞後3年以上経過している者で、顕彰の申請日を基準として過去6年以上の間、継続して無事故及び無違反であって、かつ、運転免許の効力の停止処分を受けたことがないもの	同 上	同 上
上級顕彰	中級顕彰受賞後3年以上経過している者で、顕彰の申請日を基準として過去9年以上の間、継続して無事故及び無違反であって、かつ、運転免許の効力の停止処分を受けたことがないもの	同 上	同 上
ベスト・ドライバー顕彰	上級顕彰受賞後1年以上経過している者で、顕彰の申請日を基準として過去10年以上の間、継続して無事故及び無違反であって、かつ、運転免許の効力の停止処分を受けたことがない者	同 上	優良章（別記様式第2号。以下「優マーク」という。）、優良バッジ（別記様式第

			3号。以下「優 バッジ」とい う。）及び表彰 状（別記様式 第4号）を交 付して行う。
--	--	--	--

- 2 前記1の顕彰は、顕彰の対象者となってから顕彰を受けるまでの間に交通事故を起こし、又は交通違反をした者については、行わないものとする。

第3 申請及び上申手続

- 1 顕彰（ベスト・ドライバー顕彰を除く。2において同じ。）の申請は、優良運転者顕彰申請書（別記様式第5号及び別記様式第5号の2。以下「顕彰申請書」という。）に自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書（自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）別記様式第2。申請の日より前2箇月以内に発行されたものに限る。）を添付して行うものとする。

なお、申請する際に無事故・無違反証明書を添付できない場合は、仮申請することができる。

- 2 顕彰の上申は、優良運転者顕彰上申書（名簿）（別記様式第6号。以下「顕彰上申書（名簿）」という。）に前記1の顕彰申請書及び無事故・無違反証明書を添付して行うものとする。

第4 ベスト・ドライバー顕彰対象者の選考等

- 1 ベスト・ドライバーの顕彰上申は警察署長（以下「署長」という。）が、一般財団法人奈良県交通安全協会支部協会会長の推薦する者のうちから候補者を選考し、毎年6月30日までに、顕彰上申書（名簿）によって交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を通じて本部長に対して行うものとする。
- 2 本部長は、前項の上申に基づき県協会長と協議してベスト・ドライバー顕彰の対象者を決定し、毎年1回顕彰するものとする。

第5 優マーク及び優バッジの表示

- 1 優マークは、自動車等を運転する場合において、視界を妨げない方法で表示するものとする。
- 2 優バッジは、上衣の左胸に表示させるものとする。

第6 優マーク及び優バッジの再交付

- 1 優マーク及び優バッジ（以下「優マーク等」という。）を亡失し、又は滅失したときは、再交付しないものとする。ただし、優マークについては、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

- 2 優マーク等を汚損し、又はき損したときは、現物と引換えに再交付するものとする。
- 3 署長又は運転免許課長は、ベスト・ドライバー顕彰を受けた者から優良章、優良バッジ再交付申請書（別記様式第7号）の提出を受けたときは、事実を確認の上交通部長に進達（署長にあっては運転免許課長を通じて）するものとする。

第7 優マーク等の返納

本部長は、ベスト・ドライバー顕彰を受けた者が次のいずれかに該当することとなった場合には、優マーク等を返納させるものとする。

- (1) 運転免許に係る行政処分を受けたとき。
- (2) 優良運転者としてふさわしくないと認められる者となったとき。
- (3) 他人に優マーク等を貸与し、又は譲渡したとき。
- (4) 優マークの再交付を受けた後において亡失した優マークを発見し、又は回復したとき。

第8 他府県顕彰からの切替え

- 1 本県へ転入してきた者の中で、他府県警察が定める優良運転者顕彰（表彰）を受けている者は、当該顕彰（表彰）を受けた時期が運転免許取得後、次に掲げる期間を経過している場合は、それぞれ次に定める顕彰を受けている者として顕彰の切替申請をすることができる。

ア 3年以上6年未満の間である場合 初級顕彰

イ 6年以上9年未満の間である場合 中級顕彰

ウ 9年以上10年未満の間である場合 上級顕彰

エ 10年以上経過している場合 ベスト・ドライバー顕彰

- 2 切替えの申請は、優良運転者顕彰切替申請書（別記様式第8号）により、運転免許課長又は住所地を管轄する署長が受理するものとする。

第9 顕彰名簿等の備付け

- 1 運転免許課長及び署長は、優良運転者顕彰名簿（別記様式第9号。2において「顕彰名簿」という。）を、ベスト・ドライバー顕彰とその他の顕彰に分けて編冊し、必要事項を記録しておかなければならない。
- 2 顕彰申請書及び顕彰上申書（名簿）の保存期間は1年とし、顕彰名簿の保存期間は永年とする。

（別記様式省略）